なんでもインフォ 2026.11, 12

発 行　株式会社 昭和土木設計
岩手県矢巾町流通センター南４丁目１−23　Tel 019-638-6834　Fax 019-638-6389

～2026 年の道路交通法改正について～

はじめに

2026 年は道路交通法の改正が相次ぎました。4 月には自転車の交通違反への「青切符」の導入や、自動車が自転車の側方を通過する際のルールの新設、9 月には生活道路における法定速度の引き下げが施行されました。通勤時や業務上の移動など、車を運転する私たちにも関係の深い内容です。今回のなんでもインフォは 2026 年の道路交通法改正について説明したいと思います。

自転車に関する改正

●自転車への青切符の導入

16 歳以上が運転する自転車の交通違反に、交通反則通告制度、いわゆる「青切符」が導入されました。これまで自転車の違反は、検挙されると原則として赤切符による刑事手続きで処理されていましたが、青切符では反則金を納付すれば刑事手続きに移行しません。

対象となる違反は 113 種類です。なお、酒酔い運転や酒気帯び運転など特に悪質な違反は対象外で、これまでどおり赤切符が交付され刑事罰の対象となります。

●主な違反行為と反則金

主な違反行為と反則金は下表のとおりです。中でもスマートフォン等を使用しながら運転する**「ながらスマホ」は高額**となっています。

違反行為	反則金	違反行為	反則金
ながらスマホ	12,000 円	信号無視	6,000 円
右側通行（逆走）	6,000 円	歩道通行	6,000 円
一時不停止	5,000 円	傘差し・イヤホン	5,000 円
無灯火	5,000 円	並進走行	3,000 円
二人乗り	3,000 円	ブレーキ不良	5,000 円

自転車は「車両」の一つです。車道の左側通行を基本に、交通ルールを守って利用しましょう。

車の仮免許取得の年齢要件の引き下げ

普通自動車の仮免許取得可能年齢が 6 か月早まり、18 歳から 17 歳 6 か月から取得可能となりました。これにより 1 月～3 月の早生まれの高校生も、学校卒業までに普通免許を取得できるようになりました。仮免許の取得年齢は早まりますが、本免許の取得可能年齢は 18 歳のまま変更はありません。

自転車を追い抜く時の新ルール

●自転車の側方を通過するとき

自動車などが、同じ方向に進む自転車などの右側を通過する際に十分な間隔がない場合は、間隔に応じた安全な速度で進行することが義務付けられました。違反すると普通車で反則金 7,000 円、違反点数 2 点となります。

間隔や速度の具体的な数値は定められていませんが、**間隔は 1m 以上**（できれば 1.5m 程度）、確保できない場合は徐行することが目安とされています。また、自転車側もできる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。警察庁の目安は、1m 程度の間隔が確保できない場合は、**時速 20～30km 程度を目安に減速**して通過することです。



●黄色のセンターラインに注意

黄色のセンターラインは「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」を表し、**自転車を追い越す場合でもはみ出せません**。間隔が取れない時は十分に減速するか、無理に抜かず後ろを走りましょう。

生活道路の法定速度引き下げ

2026 年 9 月 1 日から、道路交通法施行令の改正により、中央線や車両通行帯のない**一般道路（生活道路）の法定速度が 60km/h から 30km/h に引き下げ**られました。標識や標示で最高速度が指定されている道路では、これまでどおり指定された速度が適用されます。

警察庁は主に幅員 5.5m 未満の道路を想定していますが、標識がなければ郊外の道路でも中央線がない場合は 30km/h となるため注意が必要です。実情に合わない道路については、速度標識の設置による見直しも進められています。

おわりに

今回の改正は、自転車・歩行者と自動車が安全に道路を共有するためのものです。自転車の側方を通過する際の間隔と速度、生活道路の速度に注意し、安全運転を心がけましょう。

【参考文献：警察庁ホームページ】

株式会社 昭和土木設計の紹介

弊社は，道路・河川・橋梁等の計画・設計，GIS，IT ソリューション等の業務を行っております．
”なんでもインフォ“のバックナンバーについては http://www.showacd.co.jp をご覧ください．

作成者：コンサルタント事業本部
佐藤智行